

議案第21号

財産の処分について

下記のとおり財産を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第4号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の種類 | 土地（宅地他） |
| 2 | 所 在 | 狭山市入間川3丁目3444番8 他6筆 |
| 3 | 面 積 | 5,232.13平方メートル |
| 4 | 処分金額 | 344,600,000円 |
| 5 | 処分の相手方 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目24番13号
株式会社大京
代表執行役 山 口 陽
東京都千代田区平河町1丁目1番1号
アソシアコーポレーション株式会社
代表取締役 三 浦 浩一郎
狭山市大字下奥富883番地
株式会社ゴトー養殖研究所
代表取締役 後 藤 清 |

平成29年3月2日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

旧中央公民館跡地、旧准看護学校跡地及び武道館跡地を処分したいので、条例の定めるところにより、この案を提出するものである。